

# 長野県立歴史館たより

2023年 春号 vol.114

畢其後平維總号有家魚讓狀并文書致濫以押  
 遺物擬執行店務元終其謂者予停心彼維總之妨  
 任増諍下知可令致下司以決之狀所作如件公文等宜  
 承知不可透共故下

天養二年七月九日書院寺持物與國權公爲實屬  
 藤原朝臣

別當權大納言藤原朝臣



民部卿藤原朝臣



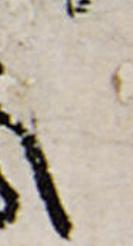
權中納言兼左衛門督藤原朝臣



内藏頭兼伊豫守藤原朝臣



尾張守兼右京大夫平朝臣



權右中弁藤原朝臣



特集 2023年所蔵品展

## 至宝の名品

学芸員のイチオシ古文書編

—読めなくても面白い—

# 令和5年度の歴史館

長野県立歴史館特別館長 笹本正治

令和も5年度に入ります。私たちの長野県立歴史館は、県公文書条例施行で、より厳しい公文書管理の役割を求められることとなりました。また、目下新たな長野県史編纂に向けての検討もおこなっています。従来おこなってきた業務に新たに大きく二つのさらなる課題を抱え、模索を繰り返しながら、本年も前進していきます。

長野県立歴史館もコロナ禍で大きな打撃を受けました。しかし、県内の各博物館・美術館はさらに深刻な状況になってきています。コロナ禍で共同体の絆がずたずたにされ、民俗芸能が中止に追い込まれ、地元住民による文化財の保護もできなくなりつつあるというのが現状です。こうしたなかで博物館の意義が問われています。

だからこそ、私たちは初心に戻って、しなければいけない基礎作業を続けていきたいと思えます。過疎化の流れのなかで、また家制度の変化のなかで、古文書をはじめとする大事な文化財が失われようとしています。昨年も多くの資料の寄贈を受け、購入もしました。長野県立歴史館は県民のお蔵として、伝えるべき大事な資料についてはしっかり収集し、確実な保存に努め、次の時代に伝えていきます。多くの人の目に触れない、資料の収集・保存こそ、私たちが果たさねばならない役割だということをご理解ください。

多くの方にとっては展示こそが、歴史館と接する機会になっています。単に展示品を並べるだけの展示は、プロがすべきことではありません。展示を通して何を訴え、県民の未来とどう切り結んでいくかが大事だと思っています。本年度も観覧者に展示者のメッセージがきちんと伝わるような展示を心がけていきます。コロナ禍の今だからこ

そ、県民の皆様が訪れたいくなるような展示を育てよう努めていきます。

長野県立歴史館には多くの小中学生が来館しますので、教育に果たす私たちの役割も大きなものがあります。この点を自覚しながら、未来を担う子どもたちが歴史に興味を持つようにしたいものです。また、すべての人たちにご理解いただけるやさしい解説ができるよう、努力を重ねて参ります。

一方で、歴史館が北信地方の千曲市にあることにより、中・南信の皆様には距離的に縁遠くなっていることも事実です。私たちは、お出かけ歴史館として、木曾や南信などの遠方の地に、こちらから出かけて学校教育などにも協力しています。考古資料の展示に出張する出前事業も繰り返しています。職員が各地で行っている講演も数多くあります。

展示も、できるだけ県下一円、あるいは比較的遠い地域のものを積極的に採り上げ、多くの人に興味を持って足を運んでいただける企画をするように、よりいっそう心懸けます。

長野県立歴史館には、長野県博物館協議会や長野県史料保存活用連絡協議会の事務局も置かれています。各博物館や公文書館と密接な関係を築き、県下一円の博物館や美術館とスクラムを組みながら、資料の保存に協力し合い、円滑に資料の貸借や相互に意見が言える関係を構築しています。同時に、展示方法や資料保存の学習を繰り返し、全体として長野県の文化向上に尽力しています。

道は厳しく平坦ではありませんが、私たちは本年度も県民の財産である歴史館となるように頑張ります。

# 秋季企画展 『諏訪と武田氏』を振り返って

2022（令和4）年10月8日から11月20日まで、37日の会期で実施した「諏訪と武田氏」は、県内外から5287名の方にご来館いただき、無事終了しました。

## 諏訪と武田氏のつながり



今回観覧された皆様からは「貴重な史料を見ることができて感動した」「諏訪と武田氏の関係がわかりやすかった」という感想をいただきました。諏訪社に土地を寄進したり、信濃の武士たちに諏訪社の仕事をしっかり務めるよう催促したりする文書から、武田氏が諏訪社を信仰しながら、その影響力を利用した様子を感じていただけたのではないのでしょうか。特に「私（武田信玄）が信濃一国を平均して100年前のように諏訪の祭礼を復活させる」「諏訪社の御宝鈴ごほうれいの使用料を定め、今後増減してはいけない」という内容に驚かされている方も多かったようです。

また、当時の諏訪社の神事や造宮には信濃全域から人や金が集まっていることがわかる史料も展示しました。中条、小布施、佐久、小諸、塩尻、松本、伊那など史料に出てくる地名を見て、「自分の地元が諏訪社に関係しているとは知らなかった」という感想もいただきました。ボタン一ついくさ情報が手に入る現代と違い、戦や統治の命となる他国の情報を得ることは当時最優先事項だったことでしょう。諏訪と諏訪社を掌中に収めることで、そこに集まる信濃国の情報を得ようという信玄の意図が感じられます。

## 講演会から示唆された諏訪と武田氏

10月15日と11月12日に、企画展関連行事とし

て、当館特別館長の笹本正治と静岡文化芸術大学教授の二本松康宏先生にほんまつやすひろによる講演会をおこないました。

笹本特別館長の講演は、諏訪信仰の根本となる諏訪社と水の関係や神仏習合の時代における寺院と諏訪社、武田氏にとっての諏訪の重要性など多岐にわたる内容でした。また、二本松先生からは、伝承学の観点から中先代の乱や甲賀三郎伝説を切り口に、諏訪信仰の変容や広がりについて講演していただきました。



企画展講演会の様子

どちらの講演も本企画に対する見方を広げ、深めていただくことができましたと考えています。

## 現代まで語り継がれた諏訪と武田氏

本企画のエピローグで展示した「諏訪法性兜ほっしょうのかぶと」を見た子どもたちが、「信玄の兜って言ったらこれだよ」と目を輝かせていました。ドラマや漫画、ゲームで描かれることが多い兜なのですが、この兜の名前に「諏訪」が入っていることを解説すると大変驚いていました。江戸～明治の錦絵にしきえも含め、私たちは武田信玄や武田氏の姿の中に、知らず知らずのうちに「諏訪」を見ているのだということであらためて感じていただけたのではないのでしょうか。

本企画展を通じて、諏訪や諏訪社が信濃国や周辺の国ぐにに及ぼした影響力、諏訪と武田氏がお互いの力を時に利用しながら発展していった様子、そして諏訪と武田氏が一体となって現代の私たちに語り継がれていることをあらためて知っていただき、これからの諏訪により一層注目していただければ幸いです。

（内城正登）

2023年  
所蔵品展

# 至宝の名品

学芸員のイチオシ 古文書編

読めなくても  
面白い

会期◆令和5年3月18日(土)～5月28日(日)

「読めなくても面白い」。古文書の形態や花押・印判に焦点をあて、1点1点がどのような特性をもっていたのかという視点から展示します。花押は、現在でも芸能人やスポーツ選手などが書くサインとして、そのなごりが残っています。印判は、現在でもはんことして使われているため、花押や印判は生きているといえるでしょう。今日様ざまな様式で目にする文字ですが、当時の古文書の紙の使い方や書かれ方に注目していただくと、現在とは違う点を知ることができるかと思います。

今回は一昨年から続く所蔵品展シリーズの第3弾として、収蔵品のなかから学芸員のイチオシする古文書の逸品をご覧ください。

## ❖ 花押と印判の歴史 ❖

1000年くらい前の平安時代、花押は主に貴族が用いました。自分で花押が書けない者は紙や木札に自分の指の形をなぞって書いたり、指の関節の位置を記したりして証明することもありました。800年ほど前の平安時代末期には、花押の習慣は武士にまで広がっていきました。

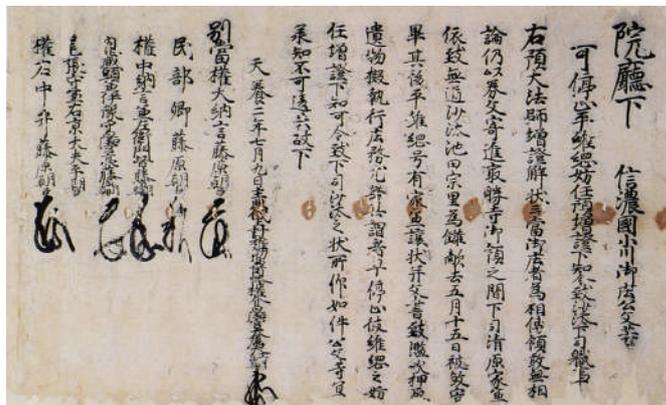
戦国時代になると、武将の出した文書の文言は右筆が書き、<sup>ゆうひつ</sup>武将は花押を書いたり朱印や黒印を押したりしました。花押の形や図柄、印文には武将たちの祈りや願い、理想が込められています。一人の花押や印判であっても年とともに変化することがあり、文書の発行時期だけでなく信仰や思想を探る手がかりとなります。

江戸時代になると、幕府や朝廷などの公の場での花押は続きましたが、日常生活での使用頻度は減り、代わってはんこが用いられるようになり、現代に続いているのです。



「足利尊氏花押」(左)と「“天下布武”織田信長朱印」(右)  
(いずれも当館蔵)

## ❖ 長野県に伝わる平安時代の文書 ❖



鳥羽院庁下文

(当館蔵) 重要文化財<3月18日(土)～3月26日(日)実物展示>

東日本最古の皇室文書として知られる1145(天養2)年「鳥羽院庁下文」は、小川荘という荘園をめぐると訴訟の判決文を現地の公文(管理人)ら住人に伝える訴訟文書です。院庁は平維綱の横暴をやめさせ小川荘の現地支配権が<sup>ぞうしやう</sup>増證(所有権を訴えた人)にあることをあらためて明らかにするために、院庁下文を増證に発給しました。その中で唯一花押を据えなかった人物がいました。その名は平忠盛。清盛の父です。訴えられた<sup>これつな</sup>維綱は忠盛の縁者だったのです。維綱の妻は忠盛の次男家盛の乳母、つまり幼少の家盛は維綱邸で育てられたのです。維綱の小川荘進出は忠盛の意向があったのかもしれませんが、当時、力を伸ばしつつあった武士の活動の一端をうかがうことができます。

## ❖ 県宝の国符木簡 ❖

国符木簡は1994年千曲市屋代遺跡群の発掘調査によって出土した、およそ3万点の木製品のうちの一点です。奈良・平安時代、律令の規定に基づいて国司が郡司に下した命令書を国符とといいます。本木簡の出土によって、木簡でも国符が出されていたことが、日本で初めて明らかになりました。表の最初の行に「符更科郡司等」という文字があることから、この木簡を発給した主体者は「更科郡司等」の上級官司である信濃国司と推定されます。長野盆地南部は古代信濃国の中心といわれてきました。国符木簡は大量の木製祭祀具とともに出土しました。小県郡（現在の上田市）に国府がおかれる8世紀半ば以前の信濃国の初期国府が、埴科郡の屋代遺跡群周辺にあった可能性が考えられます。



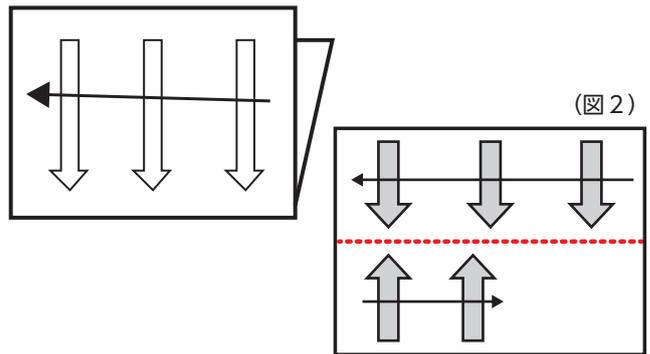
屋代遺跡群出土国符木簡  
(当館蔵) 県宝 <5月2日(火)~5月9日(火)実物展示>

## ❖ 展示文書の形態もいろいろ ❖

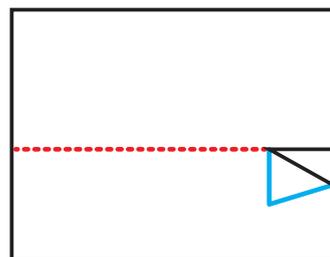
古文書の料紙（書き物をするための紙）は一般的には一枚が縦30センチメートル、横40~50センチメートル程度の寸法で、折り目をつけずにそのまま用いる<sup>たてがみ</sup>縦紙、料紙を中心でふたつ折りにした折紙、一枚の料紙を裁断した切紙、複数の料紙を張りつないだ<sup>つぎがみ</sup>継紙などの形式があります。

今回の展示でも、料紙の多様な使い方を見ることができます。折紙は、図1のように折った上半分<sup>おりがみ</sup>に書き、書いたら折りたたんで相手に送ります。長くなって上半分に書ききれなくなったら、反対に向きを変えて書きます。ですから、上下に書く<sup>つぎがみ</sup>と折り目を中心として向き合う使い方になります（図2）。上半分だけで用件が済む場合でも、紙を切らずに送ります。

(図1)



切紙とは縦紙を横半分に切って使う事からこう呼ばれました。切紙といっても、その用途に応じてサイズはバラバラで、小さく切ったり（小切紙）、縦長に切ったりすることもありました（縦切紙）。切紙とは別に、折紙の文書の下半分が白紙だったので見栄えをよくするため切って（図3）掛け軸にしてしまった文書もあります。これは、時代を経て観賞用にと考えた人がおこなったと考えられます。



(図3)

今回の展示では、文書の形か<sup>かたち</sup>ら読み取れる情報にも注目してご覧ください。

(黒川 稔)



## 長野市松原遺跡出土の鎌形木製品 (木鎌)

長野市松原遺跡から、国内最古級と言われる弥生時代中期後半の木鎌が出土しました。全長37.5センチメートル、柄下部には瘤状のグリップが削り出されています。刃の縁は丸みを帯びており、刃部の加工跡や、使用された痕跡などは明確ではありません。

遺跡から出土する木鎌は、刃の部分と柄がわかれるものと、一木で出来ているものがあり、多くは収穫具と考えられています。弥生時代の稲は、稲穂の成熟度が違うため、熟した稲穂を選び、石包丁等の穂摘具で摘み取ったとされ、木鎌は残った稲藁を刈り取る際に使用したとも思われますが、『木器集成図録 近畿原始篇 (解説)』には、弥生時代から古墳時代の木鎌について、その強度から実用品であるか検討すべき課題は多いと指摘されています。江戸時代に書かれた『百姓伝記』では、手鎌を常日頃から腰に差して護身用・魔除けにするという記述があり、収穫具としての鎌本来の用途以外の意味も持っていたのかもしれませんが。

松原遺跡の発掘調査報告書では、「木鎌・鎌形状木製品、木製鎌」など、いろいろな名称で報告されていますが、鋭利な刃部が認められず、鎌として刈る機能を有していたのかどうか不明です。また、『日本民具辞典』(ぎょうせい1997)では、「木鎌」は「木刈鎌」と同義語として「枝打ち、そだ刈りに用いる鎌」とされています。これらのことを考慮して、ここでは「鎌形木製品」と呼びたいと思います。

さて、松原遺跡は、長野市松代町の千曲川右岸の自然堤防上に営まれた県内有数の弥生時代の大規模遺跡で、大量の土器、石器、木器、漆塗りの櫛や石製品等が出土しています。鎌形木製品は埋没河川跡から出土しました。弥生時代には川や池などを利用し、木材を水漬けで保管(貯木)する施設と考えられる遺構が確認されるようになります。



保存処理で硬く丈夫になった松原遺跡出土の鎌形木製品(当館蔵)

全体に丁寧な加工がされている。小振で柄の握りごちは大変よい。

また、松原遺跡では、北東約9キロメートル離れた榎田遺跡から運ばれた磨製石斧未製品を仕上げ、製品化し他の地域に供給したとされ、約200キロメートル離れた遺跡からも松原・榎田産と思われる磨製石斧が出土しています。鎌形木製品が磨製石斧の流通ルートに乗って松原遺跡に持ち込まれた可能性も否定できません。松原遺跡の鎌形木製品がどこで作られ、どのように使用されたのか、解明にはもう少し時間がかかるかもしれません。

遺跡から出土した木製品は、そのままにしておくと腐食や変形が進んでしまいます。保存処理をすることで硬く丈夫になり、継続的な調査・研究が可能になります。詳細な観察や比較が容易になったため、今後様々なことがわかってくるでしょう。もっと多くのことを解明したい。これからも調査研究は続きます。(小林伸子)

# 明治後期・大正期の長野県庁における完結文書編冊過程の復元

## 長野県近代行政文書の研究

現在の長野県では、施行まで完了した公文書(完結文書)は担当者によってファイル(簿冊)に編冊され、定められた期間を各機関で保存されたのちに廃棄または歴史館に移管されます。このような仕組みは近代に確立した制度に根源を求めることができますが、現在との違いの一つに、かつては公文書の編冊を専門に行う部署が存在した点が挙げられます。過去における公文書管理の具体像を究明することは行政文書研究の課題の一つですが、以下では、明治後半・大正期の長野県における、文書の完結から編冊担当部署への回付までの流れを紹介したいと思います。

近代長野県の公文書管理の基本となる1890(明治23)年「長野県文書編纂及保存規程」のうち、「第二章 文書編纂」の一部を挙げます。

第五条 各課ニ於テ文書施行ノ後、其完結シタルモノハ、其主任ニ於テ種類ヲ区別シ、其文書ニ記入(部目並種類)捺印シ、課長ノ検査ヲ経テ、直チニ其課ノ編纂主任ニ交付スヘシ(後略)...

第六条 各課ニ於テ各種ノ文書ヲ便宜之ヲ仮綴シ、翌年一月中...(中略)...課長ノ検閲ヲ経テ、第一部文書課ニ交付スヘシ

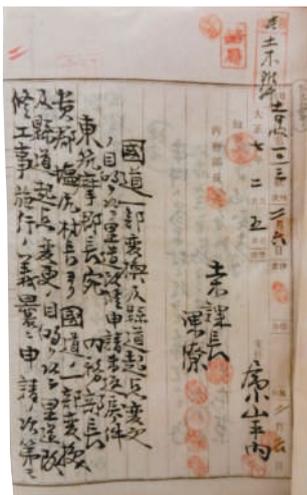
第五条によれば、完結した文書は、案件担当者が種類を区別した上で「部目」と「種類」を記入して捺印、課長が検査した後にその課の編纂主任が受け取るとなっています。部目はその文書を綴じた簿冊のタイトルを、種類は保存年限に基づく類別(一種(永年)、二種(10年)、三種(3年)など)を指します。そして第六条によれば、その後、完結文書は各課で仮綴じし、翌年1月中に文

書課(のちの内務部文書係)に引き渡すものとされています。

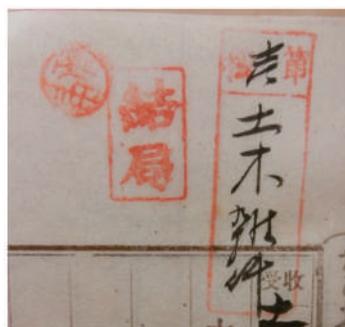
以上の様子は、当時の行政文書そのものに痕跡があります。写真①は1918(大正7)年の土木課の簿冊に綴じられた起案文ですが、注目したいのは欄外(写真②)の「第壹種 土木雑件」という記入です。これは、前述した完結文書への部目・種類の記入にあたるものです。さらに注目は「結局」という印です。実は、戦前の長野県では事案の完結を「結局」と呼んでいました(明治23年長野県文書編纂及保存規程など)。さらに、1905(明治38)年の改訂本庁処務細則では、各課での文書施行の段階において、文書の欄外に「結局」と標印することが規定されています。この印は文書の完結処理を行った証として各課で捺されたものなのです。このような処理を経て仮綴された完結文書は文書係に回され、部目・種類ごとにまとめた上で、表紙・索引とともに四ツ目綴じの簿冊に編冊され(写真③)、県庁書庫で厳重に保管されました。

以上は、近代長野県における行政文書の編冊過程のごく一部を示したに過ぎません。例えば、当館の行政文書に、完結処理から編冊・保管・廃棄までの各段階で作成されたとみられる数種類の目録がありますが、本格的検討はされていません。長野県における近代行政文書の管理体制はまだ不明な部分が多く、文書の原本や「動き」に即した解明が求められます。

今年度より「長野県公文書等の管理に関する条例」が施行され、公文書管理に一層の厳密さが求められることになりました。現在のような簡便なファイルや電子システムが存在しなかった時代の公文書管理の工夫や努力から学ぶべきことも多いのではないのでしょうか。(花岡康隆)



写真① 大正7年土木雑件(土木課)のうちの起案文(当館蔵)



写真② (欄外拡大)



写真③ 表紙

# INFORMATION

## インフォメーション

■2023(令和5)年 3月～6月の行事予定

### 3月

休館日  
1～3  
6・13  
20・22  
27

#### 所蔵品展

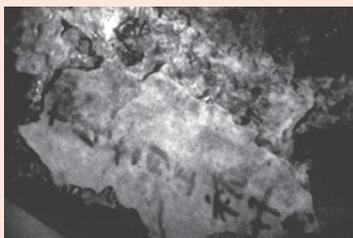
### 至宝の名品

学芸員のイチオシ 古文書編  
一読めなくても面白い

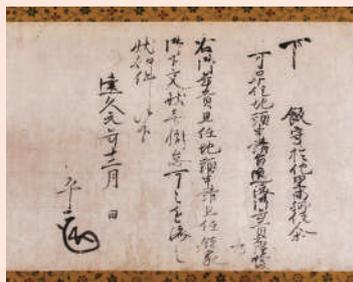
3月18日(土)～5月28日(日)



豊臣秀吉書状 1585(天正13)年9月2日  
(今清水家文書 当館蔵)



漆紙文書(うるしがみもんじょ)  
奈良・平安時代(8世紀後半～9世紀)  
(千曲市社宮司遺跡 当館蔵)



平某下文 1190(建久元)年12月(当館蔵)

鳥羽院庁下文、千曲市屋代遺跡群出土  
国符木簡、千曲市社宮司遺跡出土漆紙  
文書は期間限定での展示となります。

#### 講座・イベント

#### 県立歴史館の信州学講座⑥

「近世信濃の城と城下町  
—発掘調査が謎を解く—」  
3月11日(土) 13:30～

#### 親子映画会

3月19日(日)・21日(火)・23日(木)・24日(金)  
※いずれの日も13:30～15:00

#### 長野県埋蔵文化財センター速報展 「掘るしん2023」

2023年所蔵品展  
「至宝の名品」と同時開催



長野市長沼城跡出土「鳥形水滴」

#### 歴史館でこどもの日

5月5日(金・祝) 各種イベント

#### 各講座の日程概要

- ・5月6日(土) 信州学講座①
- ・5月27日(土) 古文書講座(上級①)  
古文書演習
- ・6月3日(土) 古文書講座(中級A①)
- ・6月4日(日) 古文書講座(初級A①)
- ・6月8日(木) 古文書講座(初級B①)  
古文書講座(中級B①)
- ・6月10日(土) 信州学講座②
- ・6月17日(土) 考古学講座①
- ・6月24日(土) 古文書講座(上級②)  
古文書演習

各講座の申込開始時期は、当館ホームページをご覧ください。

### 4月

休館日  
3・10  
17・24

### 5月

休館日  
1・8  
15・22  
29

### 6月

休館日  
5・12  
19・26

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座・イベント等につきましては、状況により急遽中止とさせていただきます。ご了承ください。

#### 表紙写真の解説

#### 鳥羽院庁下文(とばいんのちょうくだしぶみ)

鳥羽院庁の政務機関である院庁より発給された下文の原本です。1145(天養2)年7月9日の日付をもつ早い時期の院庁下文です。1997(平成9)年に長野県宝、翌1998(同10)年に国の重要文化財に指定されました。

## 行事アルバム

\*\*\*\* クリスマスリース作り \*\*\*\*



11月26日(土)、毎年恒例のクリスマスリースづくりを行いました。装飾品として、どんぐり、松ぼっくり、土器破片のレプリカに加え、秋季企画展「諏訪と武田氏」にかかわってミニチュアのぼり旗やプラ板オーナメントも登場しました。様々なもので装飾され、リースはどれもにぎやかな雰囲気になりました。

\*\*\*\*\* 特設考古学講座 \*\*\*\*\*



11月26日(土)に開催した特設考古学講座は、「金属器を調べてみよう」と題して、鉄器の作り方について、実際の資料を見ながら学びました。「原料はどこからもってきたのか」、「鉄を加工した道具はどこにあるのか」など受講者と一緒に考える貴重な講座となりました。

\*\*\*\*\* 近世史セミナー \*\*\*\*\*



12月3日(土)、「江戸時代の大家」をテーマに、大澤佳寿子氏は「高遠藩内藤家の参勤交代」、米澤愛氏は「真田家伝来の大名道具について」と題して研究発表をいただき、約70名が受講されました。江戸時代の内藤家・真田家の営みを感じ取る機会となりました。

## 長野県立歴史館たより 春号 vol.114

2023(令和5)年2月9日発行  
編集・発行 長野県立歴史館

〒387-0007 千曲市屋代260-6  
電話 026-274-2000(代) FAX 026-274-3996  
E-mail: rekishikan@pref.nagano.lg.jp  
ホームページ: <https://www.npmh.net/>

印刷 奥山印刷工業株式会社